

Ⅱ 用語の解説

用語の解説

1 事業所

事業所とは、営利・非営利を問わず事業活動が行われる一定の場所を意味し、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 経済活動が単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること。
- ② 物の生産、サービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていること。

一般には、商店、工場、事務所、営業所、銀行、学校、神社、寺院、病院、旅館、学習塾、個人教授所（生け花、茶道など）等の、一区画を占めて事業を行っている場所が事業所である。

※派遣・下請従業者のみの事業所

平成13年調査より、当該事業所に所属する従業者が1人もいなく、他の会社など別経営の事業所から派遣されている人のみで事業活動が行われている事業所も当該事業所としている。

2 経営組織

民 営

国及び地方公共団体等の事業所を除く事業所をいう。

個人経営

個人が事業を経営している場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含めた。

法 人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいう。

会 社

株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により日本にその事務所などを登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社とはしない。

会社以外の法人

法人格を持っているもののうち、会社以外の法人をいう。

例えば、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、事業協同組合、農（漁）業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、日本放送協会（NHK）、各種の公団・公庫・事業団などが含まれる。

法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

国及び地方公共団体等

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区など）及び独立行政法人の事業所

3 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の販売額又は収入額の多いもの）により分類した。原則として、日本標準産業分類（平成5年10月総務庁告示第60号）によるが、一部の小分類項目については分割したのもも小分類に含めて表章している。

4 従業者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいう。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。また、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とした。

個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営しているものをいう。

無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。

有給役員

有給役員とは、法人、団体の役員（常勤，非常勤は問わない。）で、給与を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員，労務職員を兼ねて一定の職務に就き，一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は，「常用雇用者」に含める。

常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。
期間を定めずに雇用されている人若しくは1 か月を超える期間を定めて雇用されている人又は調査日前2ヶ月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

正社員・正職員

常用雇用者のうち，一般に「正社員」，「正職員」などと呼ばれている人をいう。

正社員・正職員以外

常用雇用者のうち，一般に「正社員」，「正職員」などと呼ばれている人以外で，「嘱託」，「パートタイマー」，「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で，1 か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

5 本所・支所の別

単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所。

本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）などがあって，それらのすべてを統括している事業所。本所の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は，社長などの代表者がいる事業所を本所とし，他は支所としている。

支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所。上位の事業所の統括を受ける一方で，下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所とする。支社，支店のほか，営業所，出張所，工場，従業者のいる倉庫，管理人のいる寮なども含まれる。

6 開設時期

事業所が現在の場所で事業を始めた年をいう。

7 事業所の形態

事業所の外観から、次の7形態に区分している。

店舗・飲食店

小売店、飲食店、喫茶店、理髪店、パチンコ店など、一般に「店」といわれている事業所をいう。住宅と併用の店舗も含まれる。

事務所・営業所

人事、経理、企画などの事務を行っている一般に「事務所」といわれている事業所、あるいは製造会社の販売部門、保険会社の営業部門、銀行の支店など、主として営業活動を行っている「営業所」といわれている事業所をいう。

工場・作業所・鉱業所

外見や内容が作業などの現場仕事を行っている事業所。一般に「工場」、「作業所」、「鉱業所」といわれている事業所のほかに、造船所、修理場、選果場、荷造場、倉庫（自家用を除く。）、鉄道の駅、発電所も含まれる。

輸送センター・配送センター・これらの倉庫

物品の集配などを行っている事業所及び物流のために用いている倉庫をいう。

自家用倉庫・自家用油槽所

自己製品、材料などを保管する自家用倉庫や自己の石油、ガソリンなどを貯蔵する自家用油槽所をいう。

外見上一般の住居と区別しにくい事業所

大工、家内工業など住宅を事業所としたもので、事業所を表示する看板などがなく、簡単に事業所であることを見分けることができない事業所。また、個人タクシー、行商など自宅を拠点としているものもここに含まれる。

その他

上記以外の事業所。学校、病院、寺社、旅館、浴場、駐車場などが含まれる。

8 会社企業

会社企業とは、経営組織が株式会社、有限会社、合名会社、合資会社及び相互会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業となる。

なお、本報告書で「企業」とは、この会社企業をいう。

9 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の主な事業の種類（企業全体の過去1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）により分類している。

10 資本金額

株式会社及び有限会社については資本金の額、合名会社及び合資会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。